



# 島根県報

令和7年3月28日（金）

号外第30号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	24
島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	25
市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	25
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	26

### 【人委規則】

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		27
会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則		42
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則		43

**教 育 委 員 会 規 則**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

**島根県教育委員会規則第3号**

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「昇給号給数表」の次に「のアの表」を、「に掲げる号給数」の次に「（行政職給料表の適用を受ける者その職務の級が8級以上であるものにあつては、別表第7の3に定める昇給号級数表のイの表のC欄に掲げる号給数）」を加える。

第17条中「第12条第3項」を「第12条第3項第1号」に改める。

第27条第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第27条の2第1項を次のように改める。

新たに条例第16条第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに県教育委員会又はその委任を受けた者に届け出なければならない。扶養手当を受けている教職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第27条の2第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項に規定する」を「第1項の規定による」に改め、「ならない」の次に「。前項に規定する場合においても、同様とする。」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会又はその委任を受けた者において扶養の事実等を認定することができる場合として県教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第28条中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第28条の2の2を第28条の2の3とし、第28条の2の次に次の1条を加える。

**第28条の2の2** 扶養手当の支給は、教職員が新たに条例第16条第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（県教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で県教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第27条の2第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第28条の3中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2号中「条例第16条に規定する扶養親族で条例第17条第1項の規定による届出がされている者に限る」を「教職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該教職員の扶養を受けているもの及び条例第16条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第28条の6中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、「（法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された教職員（以下「定年前再任用短時間勤務教職員」という。）を除く。）」を削り、「国家公務員、他

の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から引き続き」を「新たに」に、「1万2,000円」を「12,000円」に改める。

第28条の7に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、県教育委員会において居住の実情を認定することができる場合として県教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第28条の8中「ならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第28条の10第1項中「欠くに至った日」の次に「（県教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で県教育委員会が定める日）」を加える。

第29条の2第3項中「、第29条の10第1号並びに第29条の12の4第2号」を「並びに第29条の10第1号」に改める。

第29条の3中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第29条の12の9第1項第2号の教職員たる要件を欠くに至った場合

第29条の4中「定期券」を「定期券」に改め、「掲示」の次に「又は第29条の12の9第1項第2号の教職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」を加える。

第29条の6中「特別急行列車等」を「条例第18条第3項に規定する特別急行列車等（以下単に「特別急行列車等」という。）」に改める。

第29条の8第1項中「（次項）」の次に「及び第29条の10第2号」を加え、同項第1号中「第18条第7項」を「第18条第8項」に改める。

第29条の10第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第29条の12の2を次のように改める。

**第29条の12の2** 条例第18条第3項の教育委員会規則で定める教職員は、通勤の実情に変更を生ずる教職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である教職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限り、次号に掲げる者を除く。）

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が50キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である教職員（高速自動車国道等の有料の道路の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）

(3) 前各号に掲げる者のほか、交通事情等に照らして通勤が困難であると県教育委員会が認めるもの

第29条の12の3中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に、「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び県教育委員会がこれに準ずると認める」を「における次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第18条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートル

ルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、県教育委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの  
第29条の12の4を次のように改める。

#### 第29条の12の4 削除

第29条の12の5第1項及び第2項中「特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第29条の12の12第4項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「同項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」を「同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」に改める。

第29条の12の6を次のように改める。

#### 第29条の12の6 削除

第29条の12の7中「第18条第4項第1号の県教育委員会規則」を「第18条第4項の教育委員会規則」に、「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び県教育委員会がこれに準ずると認める」を「における次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第18条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、県教育委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの  
第29条の12の8を次のように改める。

第29条の12の8 条例第18条第4項の任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める教職員は、次に掲げる教職員で、第29条の12の2各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者（国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者（次号において「人事交流等教職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする学校に在勤することとなった者

(2) 人事交流等教職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる教職員

第29条の12の9中「第18条第4項第1号」を「第18条第4項」に、「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、「次に掲げる教職員」の次に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第1号中「（以下この条において「通勤困難者」という。）で、当該住居」を「で、当該転居後の住居（次項に規定する特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第29条の12の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「こと（以下この条）を「こと（次号）」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げるやむを得ない事情により住居を移転した教職員で、当該移転後の住居からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該住居の移転により、第29条の12の2各号のいずれかに該当するものに限り、前号に掲げる者を除く。）

ア 教職員が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員又は配偶者の父母（教職員が住居を移転した後の住所

と同一の市町村内に住所を有する者に限る。)を介護すること。

イ 配偶者が、勤務する学校を異にする異動又は勤務する学校の移転(配偶者が教職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。)に伴い、所在する地域を異にする学校に勤務すること(同居する教職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。)

ウ 教職員、配偶者又は教職員若しくは配偶者の扶養親族たる子(配偶者又は教職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあっては、教職員が住居を移転した後において同居する者に限る。)が特定の医療機関(教職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。)において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。

エ 教職員又は配偶者の学校を異にする異動又は在勤する学校の移転(配偶者が教職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。)に伴い、教職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居し、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育すること。

オ 住居を移転したことがやむを得ないと県教育委員会が認める前4号に類する事情

第29条の12の9中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 「特定住居」とは、前項第1号に規定する転居(第2号において「単身赴任の解消」という。)の日以後に転居する場合における当該単身赴任の解消の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 単身赴任の解消の直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、県教育委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第29条の12の10及び第29条の12の11を次のように改める。

#### 第29条の12の10及び第29条の12の11 削除

第29条の12の12第1項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条及び第29条の14において」を削り、同条第2項中「離職し」を「離職(教職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)」をしに改め、同条第4項を次のように改める。

4 条例第18条第6項の教育委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等(第29条の10第3号に掲げる教職員に係るものを除く。)、条例第18条第2項第2号に定める額(第29条の10第2号に掲げる教職員に係るものを除く。)及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第29条の13の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第18条第6項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第29条の13の2第1項中「第18条第6項の県教育委員会規則」を「第18条第7項の教育委員会規則」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第18条第6項の県教育委員会規則」を「条例第18条第7項の教育委員会規則」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等(第29条の10第1号に掲げる教職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第18条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)」が55,000円を「通勤手当算出基礎

額が150,000円」に改め、「係る普通交通機関等」の次に「又は特別急行列車等」を、「同号の」の次に「規定による」を加え、「運賃等相当額等が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び特別急行列車等」に改め、「定期券の運賃等」の次に「及び特別料金等」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに県教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

第29条の13の2第3項を削り、同条第4項中「第18条第6項」を「第18条第7項」に、「前2項」を「前項」に改め、「あるときは、」の次に「県教育委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第3項とする。

第29条の13の3第1項中「第18条第7項」を「第18条第8項」に、「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同項第1号中「、特別急行列車等」及び「当該特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加える。

第29条の14に次の1項を加える。

- 2 現に特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の支給を受けている教職員について、月の初日から末日までの期間における特別急行列車等の利用の実情が県教育委員会の定める基準に満たないときは、その月の特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当又は特別料金等のうち往路若しくは帰路における相当額は支給することができない。

第31条の2中「及び第3項の県教育委員会規則」を「の教育委員会規則」に改める。

第31条の5を次のように改める。

#### 第31条の5 削除

第31条の6第1項を次のように改める。

条例第18条の2第3項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第31条の2に規定するやむを得ない事情とする。

第31条の6第2項第6号中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い」を「新たに給料表の適用を受ける教職員となったことに伴い」と、「第31条の2」とあるのを「前項」に改め、「（人事交流等により給料表の適用を受ける教職員となった者に限る。）」を削り、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とする。

第31条の8に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、県教育委員会又はその委任を受けた者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として県教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第31条の9中「ならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第31条の10第1項中「欠くに至った日」の次に「（県教育委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で県教育委員会が定める日）」を加える。

第32条の4を次のように改める。

#### 第32条の4 条例第19条の3第2項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する教職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員で、指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないもの

- (2) 新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する教職員のうち、指定日前に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教職員で、指定日において、当該採用

の日から起算して3年を経過していないもの

(3) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた学校に引き続き在勤することとなった教職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たにへき地等学校に該当することとなった学校に在勤する教職員で、指定日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する教職員との権衡上必要がある教職員として県教育委員会が認めるもの

2 条例第19条の3第2項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する教職員 当該教職員の指定日に在勤する学校が同号に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に規定する教職員 当該教職員の指定日に在勤する学校が、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされた日前にへき地等学校に該当していたものとし、かつ、当該教職員がその日に当該学校に異動したものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第3号に規定する教職員 当該教職員が同号の採用の日前から定年再任用短時間勤務教職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第4号に規定する教職員 県教育委員会が別に定める期間及び額

第37条の2第1項第3号中「採用された教育職員」の次に「(以下「特定任期付教育職員」という。)」を加え、「又は」の次に「同条第3項(育児休業条例第18条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第1項第3号において同じ。))の規定による」を加え、同号ア中「(育児休業条例第18条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条第2項中「第19条の7第3項第1号」を「第19条の7第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項の」を加える。

第37条の2の2第1項に次の1号を加える。

(3) 特定任期付教育職員 次に掲げる当該教育職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,000円

エ 1号給 3,000円

第37条の2の2第2項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第19条の7第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、教育職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第19条の7第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第19条の7第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第41条中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

別表第2の3備考4を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5(第4条関係)

経 験 年 数 換 算 表

経 歴 の 種 類	教職員の職務との関係	換 算 率	備 考
-----------	------------	-------	-----

国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員、外国政府職員又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	教職員としての職務にその経験が直接役立つと認められるもの	10割	常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。
	その他のもの	10割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教職員としての職務にその経験が直接役立つと認められるもの	10割以下	
	その他のもの	5割以下	

別表第7の2を次のように改める。

**別表第7の2**（第12条の2関係）

昇格時号給対応表

ア 中学校・小学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1

21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	1	1	1
39	31	1	1	1
40	32	1	1	1
41	33	1	1	1
42	34	1	1	1
43	35	1	1	1
44	36	1	1	1
45	37	1	1	1
46	37	1	1	1
47	38	1	1	1
48	38	1	1	1
49	39	1	1	1
50	39	2	1	1
51	40	3	1	1
52	40	4	1	1
53	41	5	1	1
54	41	6	1	1
55	42	7	1	1
56	42	8	1	1
57	43	9	1	1
58	43	10	1	1
59	44	11	1	1
60	44	12	1	1

61	45	13	1	1
62	45	14	2	2
63	46	15	3	3
64	46	16	4	4
65	47	17	5	4
66	47	18	6	4
67	48	19	7	4
68	48	20	8	4
69	49	21	9	5
70	49	22	10	5
71	50	23	11	5
72	50	24	12	5
73	51	25	13	5
74	51	26	14	6
75	52	27	15	6
76	52	28	16	6
77	53	29	17	6
78	53	30	18	6
79	53	31	19	7
80	54	32	20	7
81	54	33	21	7
82	54	34	22	
83	55	35	23	
84	55	36	24	
85	55	37	25	
86	56	38	26	
87	56	39	27	
88	56	40	28	
89	57	41	29	
90	57	42	30	
91	58	43	31	
92	58	44	32	
93	59	45	33	
94	59	46	34	
95	60	47	35	
96	60	48	36	
97	61	49	37	
98	61	50	38	
99	61	51	39	
100	61	52	40	

101	62	53	41	
102	62	54	42	
103	62	55	43	
104	62	56	44	
105	63	57	45	
106	63	58	46	
107	63	59	47	
108	63	60	48	
109	64	61	49	
110	64	62	49	
111	64	63	50	
112	64	64	50	
113	65	65	51	
114	65	65	51	
115	65	66	52	
116	65	66	52	
117	66	67	53	
118	66	67	54	
119	66	68	55	
120	66	68	56	
121	67	69	57	
122	67	70	57	
123	67	71	58	
124	67	72	58	
125	68	73	59	
126		74	59	
127		75	60	
128		76	60	
129		77	61	
130		77	61	
131		78	62	
132		78	62	
133		78	62	
134		78	62	
135		79	62	
136		79	62	
137		79	62	
138		79	62	
139		80	62	
140		80	62	

141		80	62	
142		80	62	
143		81	62	
144		81	62	
145		81	62	
146		81	62	
147		82	62	
148		82	62	
149		82	62	
150		82	62	
151		83	63	
152		83	63	
153		83	63	
154		84	63	
155		84	63	
156		84	64	
157		85	64	

備考 特2級である教育職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた号給にその者が特2級に昇格した日以降に昇給した号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1

18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8
29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11
32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	14
35	15	15	23	15
36	16	16	24	16
37	17	17	25	17
38	18	18	26	18
39	19	19	27	19
40	20	20	28	20
41	21	21	29	21
42	22	22	30	22
43	23	23	31	23
44	24	24	32	24
45	25	25	33	25
46	25	26	34	25
47	26	27	35	26
48	26	28	36	26
49	27	29	37	27
50	27	30	38	27
51	28	31	39	28
52	28	32	40	28
53	29	33	41	29
54	29	34	42	29
55	30	35	43	30
56	30	36	44	30
57	31	37	45	31

58	31	38	46	31
59	32	39	47	32
60	32	40	48	32
61	33	41	49	33
62	33	42	50	33
63	34	43	51	33
64	34	44	52	34
65	35	45	53	34
66	35	46	54	34
67	36	47	55	35
68	36	48	56	35
69	37	49	57	35
70	37	49	57	36
71	38	50	58	36
72	38	50	58	36
73	39	51	59	37
74	39	51	59	37
75	40	52	60	37
76	40	52	60	37
77	41	53	61	38
78	41	53	61	38
79	41	53	62	38
80	42	54	62	38
81	42	54	63	39
82	42	54	63	39
83	43	55	64	39
84	43	55	64	39
85	43	55	65	39
86		56	66	40
87		56	67	40
88		56	68	40
89		56	69	40
90		56	69	40
91		57	70	41
92		57	70	41
93		57	70	41
94		57	70	41
95		57	70	41
96		58	70	42
97		58	70	42

98		58	70	42
99		58	70	42
100		58	70	42
101		59	70	43
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	
105		59	70	
106			70	
107			70	
108			70	
109			70	

## ウ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	1	1	10
19	1	1	1	11
20	1	1	1	12
21	1	1	1	13
22	1	2	2	14
23	1	3	3	15
24	1	4	4	16
25	1	5	5	17

26	1	6	6	18
27	1	7	7	19
28	1	8	8	20
29	1	9	9	21
30	1	10	10	22
31	1	11	11	23
32	1	12	12	24
33	1	13	13	25
34	2	14	14	26
35	3	15	15	27
36	4	16	16	28
37	5	17	17	29
38	6	18	18	30
39	7	19	19	31
40	8	20	20	32
41	9	21	21	33
42	10	22	22	34
43	11	23	23	35
44	12	24	24	36
45	13	25	25	37
46	14	26	26	38
47	15	27	27	39
48	16	28	28	40
49	17	29	29	41
50	18	30	30	42
51	19	31	31	43
52	20	32	32	44
53	21	33	33	45
54	21	33	34	46
55	22	34	35	47
56	22	34	36	48
57	23	35	37	49
58	23	35	37	50
59	24	36	37	51
60	24	36	38	52
61	25	37	38	53
62	25	38	38	54
63	26	39	39	55
64	26	40	39	56
65	27	41	39	57

66	27	41	40	58
67	28	42	40	59
68	28	42	40	60
69	29	43	41	60
70	29	43	41	60
71	29	44	41	60
72	30	44	42	60
73	30	45	42	61
74	30	45	42	61
75	31	45	43	61
76	31	45	43	61
77	31	45	43	61
78	32	46	44	62
79	32	46	44	62
80	32	46	44	62
81	33	46	45	63
82	33	46	45	64
83	33	47	45	65
84	34	47	45	66
85	34	47	46	67
86	34	47	46	
87	35	47	46	
88	35	48	46	
89	35	48	47	
90	36	48	47	
91	36	48	47	
92	36	48	47	
93	37	49	47	
94		49	47	
95		49	47	
96		49	48	
97		49	48	
98		50	48	
99		50	48	
100		50	48	
101		50	48	
102		50	48	
103		51	49	
104		51	49	
105		51	49	

106		51	49	
107		51	49	
108		52	49	
109		52	49	
110		52		
111		52		
112		52		
113		52		
114		52		
115		52		
116		52		
117		53		
118		53		
119		53		
120		53		
121		53		
122		53		
123		53		
124		53		
125		53		

別表第7の3を次のように改める。

**別表第7の3**（第16条関係）

昇給号給数表

ア 行政職給料表7級以下等教職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

- この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの以外、中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教職員及び医療職給料表(2)の適用を受ける教職員であるものに適用する。
- この表に定める上段の号給数は条例第12条第3項第1号の規定の適用を受ける教職員以外の教職員に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける教職員に適用する。

イ 行政職給料表8級以上等教職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるものに適用する。

別表第9の4中「同 川津小学校」、「同 北陽小学校」及び「同 河南中学校」を削る。

別表第9の5中「同 中央小学校」を削り、「同 来待小学校」を削り、「安来市中央小学校」に改め、「同 川津小学校」を削る。

立十神小学校」を「安来市立十神小学校に、「同 島田小学校」を「同 高浜小学校」に、「同 北陽小学校」に、「同 莊原小学校」を「同 朝陽小学校」に改め、「同 久手小学校」、「安来市立第三中学校」及び「同 旅伏小学校」を削り、「同 三刀屋中学校」を「出雲市立河南中学校」に、「大田市立第二中学校」を削り、「出雲市立平田中学校」を「同 平田中学校」に改め、「同 第二中学校」を削り、「同 東陽中学校」を「同 匹見中学校」に改める。

別表第10中「奥出雲町立高尾小学校」及び「出雲市立窪田小学校」を削り、「同 佐田中学校」を「出雲市立佐田中学校」に改める。

別表第10の2中「奥出雲町立馬木小学校」を削る。

別表第11を次のように改める。

#### 別表第11（第38条関係）

中学校・小学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	2	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	3	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	6	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	7	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	10	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	11	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	14	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	15	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	18	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	19	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000

22	2,400	2,800	5,100	5,700	
23	2,400	2,800	5,100	5,700	
24	2,400	2,800	5,100	5,700	
25	2,600	2,900	5,300	5,900	
26	2,600	2,900	5,300	5,900	
27	2,600	2,900	5,300	5,900	
28	2,600	2,900	5,300	5,900	
29	2,700	3,000	5,400	6,000	
30	2,700	3,000	5,400	6,000	
31	2,700	3,000	5,400	6,000	
32	2,700	3,000	5,400	6,000	
33	2,800	3,200	5,600	6,100	
34	2,800	3,200	5,600	6,100	
35	2,800	3,200	5,600	6,100	
36	2,800	3,200	5,600	6,100	
37	2,900	3,300	5,700	6,300	
38	2,900	3,300	5,700	6,300	
39	2,900	3,300	5,700	6,300	
40	2,900	3,300	5,700	6,300	
41	3,100	3,500	5,800	6,400	
42	3,100	3,500	5,800	6,400	
43	3,100	3,500	5,800	6,400	
44	3,100	3,500	5,800	6,400	
45	3,200	3,700	6,000	6,600	
46	3,200	3,700	6,000	6,600	
47	3,200	3,700	6,000	6,600	
48	3,200	3,700	6,000	6,600	
49	3,300	3,800	6,100	6,800	
50	3,300	3,800	6,100	6,800	
51	3,300	3,800	6,100	6,800	
52	3,300	3,800	6,100	6,800	
53	3,400	4,100	6,300	6,900	
54	3,400	4,100	6,300	6,900	
55	3,400	4,100	6,300	6,900	
56	3,400	4,100	6,300	6,900	
57	3,500	4,300	6,400	7,000	
58	3,500	4,300	6,400	7,000	
59	3,500	4,300	6,400	7,000	
60	3,500	4,300	6,400	7,000	
61	3,600	4,500	6,500	7,100	

定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員 以外の 教育職 員	62	3,600	4,500	6,500	7,100	
	63	3,600	4,500	6,500	7,100	
	64	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65	3,700	4,800	6,700	7,200	
	66	3,700	4,800	6,700	7,200	
	67	3,700	4,800	6,700	7,200	
	68	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69	3,800	4,900	6,800	7,300	
	70	3,800	4,900	6,800	7,300	
	71	3,800	4,900	6,800	7,300	
	72	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73	3,900	5,100	6,900	7,400	
	74	3,900	5,100	6,900	7,400	
	75	3,900	5,100	6,900	7,400	
	76	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77	4,000	5,300	6,900	7,500	
	78	4,000	5,300	6,900	7,500	
	79	4,000	5,300	6,900	7,500	
	80	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81	4,100	5,400	7,000	7,500	
	82	4,100	5,400	7,000		
	83	4,100	5,400	7,000		
	84	4,100	5,400	7,000		
	85	4,100	5,500	7,200		
	86	4,100	5,500	7,200		
	87	4,100	5,500	7,200		
	88	4,100	5,500	7,200		
	89	4,200	5,600	7,200		
	90	4,200	5,600	7,200		
	91	4,200	5,600	7,200		
	92	4,200	5,600	7,200		
	93	4,300	5,800	7,200		
	94	4,300	5,800	7,200		
	95	4,300	5,800	7,200		
	96	4,300	5,800	7,200		
	97	4,400	5,900	7,300		
	98	4,400	5,900	7,300		
	99	4,400	5,900	7,300		
	100	4,400	5,900	7,300		
	101	4,400	6,100	7,300		

102	4,400	6,100	7,300		
103	4,400	6,100	7,300		
104	4,400	6,100	7,300		
105	4,500	6,200	7,300		
106	4,500	6,200			
107	4,500	6,200			
108	4,500	6,200			
109	4,500	6,300			
110	4,500	6,300			
111	4,500	6,300			
112	4,500	6,300			
113	4,600	6,400			
114	4,600	6,400			
115	4,600	6,400			
116	4,600	6,400			
117	4,700	6,500			
118	4,700	6,500			
119	4,700	6,500			
120	4,700	6,500			
121	4,700	6,600			
122	4,700	6,600			
123	4,700	6,600			
124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126		6,700			
127		6,700			
128		6,700			
129		6,800			
130		6,800			
131		6,800			
132		6,800			
133		6,900			
134		6,900			
135		6,900			
136		6,900			
137		6,900			
138		6,900			
139		6,900			
140		6,900			
141		6,900			

	142		6,900			
	143		6,900			
	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
	154		7,100			
	155		7,100			
	156		7,100			
	157		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した教職員の号給の特例)

2 令和7年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した教職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第12条の2又は第12条の3の規定を適用する。

(選考の結果に基づいて新たに教職員となった者の号給の調整)

3 切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに教職員となった部内の他の教職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに教職員となった者でこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第5条第2号の規定により職務の級を決定されたものその他県教育委員会の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに教職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、県教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(管理職手当に関する経過措置)

4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の区分については、当該

教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

(扶養手当に関する令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

- 5 施行日から令和8年3月31日までの間は、改正後の規則第27条中「条例」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年島根県条例第25号）附則第4項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）」と、改正後の規則第27条の2第1項中「新たに条例」とあるのは「新たに読替え後の条例」と、改正後の規則第28条及び第28条の2の2第1項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(通勤手当に関する経過措置)

- 6 施行日の前日までの間に改正後の規則第29条の12の2第2号又は第29条の12の9第2号エに規定する要件を具備した者に関する改正後の規則第29条の3及び第29条の13の規定の適用については、改正後の規則第29条の3中「速やかに」とあるのは「市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和7年島根県教育委員会規則第3号。第29条の13において「改正規則」という。）の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第29条の13第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日」とあり、及び同条第2項中「その事実の生じた日」とあるのは「改正規則の施行の日」とする。

- 7 改正後の規則第29条の12の7の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

(暫定再任用教職員へのへき地手当等に関する経過措置)

- 8 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。第9項において「令和4年改正条例」という。）附則第47項に規定する暫定再任用教職員（以下「暫定再任用教職員」という。）に対する改正後の規則第32条の4の規定の適用については、同条第1項第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、改正後の規則第32条の4第1項第3号及び同条第2項第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務教職員」とあるのは「暫定再任用教職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第47項に規定する暫定再任用教職員をいう。）」とする。

(定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 9 改正後の規則第32条の4第1項第2号の規定は、施行日以後に法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項、7項若しくは第11項から第16項までの規定（次項において「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員について適用する。

- 10 改正後の規則第32条の4第1項第3号の規定は、施行日以後に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員について適用する。

(雑則)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（平成12年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「第27条の2第2項」を「第27条の2第3項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

#### 島根県教育委員会規則第5号

島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会の権限の一部を総務事務センター長に委任する規則（平成24年島根県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 職員の給与に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号。以下「職員規則」という。）第8条第1項又は県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号。以下「県立学校規則」という。）第34条の2第1項の規定による扶養親族がある場合等の届出を受理すること。
- (2) 職員規則第9条第1項又は県立学校規則第34条の3第1項の規定による届出に係る事実及び扶養手当の月額認定をすること。

第1条第5号中「職員条例」を「職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員条例」という。）」に、「県立学校条例」を「県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号。以下「県立学校条例」という。）」に、「を確認する」を「の確認をする」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

#### 島根県教育委員会規則第6号

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「（55,000円を超えるときは、55,000円）」を削り、同条第4項中「前項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項第1号中「定める額」の次に「（限度額を超えるときは、限度額）」を加え、同項第3号中「55,000円を超える場合にあつては、55,000円」を「限度額を超えるときは、限度額」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第2項第2号の適用を受ける教職員が欠勤等により1日の勤務時間の全てについて勤務しなかった日があった場合は、同項第1号に定める額と同項第2号に定める額から次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を減額した額とを合計した額（限度額を超えるときは、限度額）を支給する。

- (1) 交通機関等（給与条例第18条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。）を利用する場合 第2項第2号に定める額（交通機関等に係る運賃等（給与条例第18条第1項第1号に規定する運賃等をいう。）に係るものに限る。）を1箇月の通勤所要回数で除して得た額に、当該通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額
- (2) 自動車等（給与条例第18条第1項第2号に規定する自動車等をいう。）を利用する場合 給与規則第29条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1箇月の通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額

第3条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 新たに任用された教職員のうち、前項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該任用の直前の住居からの通勤のため、給与条例第18条第3項に規定する特別急行列車等（第1号において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（給与条例第18条第3項に規定する額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とする者であって、常勤教職員との権衡を考慮して任命権者が定めるものの通勤手当に相当する報酬の額は、前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に相当する報酬 月の初日から末日までの期間の利用実績等により任命権者が決定する額
- (2) 前号に掲げる通勤手当に相当する報酬以外の通勤手当に相当する報酬 前項の規定による額

3 前2項の規定により算出した額（前項各号のいずれにも該当する場合は、同項各号の額を合計した額）は、1箇月の通勤所要回数を考慮して150,000円以内で任命権者が定める額（以下この条において「限度額」という。）を上限とし、これを超える場合は、限度額を通勤手当に相当する報酬の額とする。

第19条第5項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

#### 島根県教育委員会規則第7号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和4年島根県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第9項の前の見出しを削り、同項及び附則第10項を削る。

附則第11項の前の見出しを削り、同項及び附則第12項を削る。

附則第8項の次に次のように加える。

9から12まで 削除

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

## 人 事 委 員 会 規 則

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

### 島根県人事委員会規則第9号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第34条第1号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第34条の2を次のように改める。

**第34条の2** 新たに条例第18条第1項の教育職員たる要件を具備するに至った教育職員は、扶養親族届により、その旨を速やかに所属長を経由して任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている教育職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第34条の3第1項中「前条に規定する」を「前条第1項の規定による」に改め、「ならない」の次に「。同条第2項に規定する場合においても、同様とする」を加え、同条の次に次の1条を加える。

**第34条の4** 扶養手当の支給は、教育職員が新たに条例第18条第1項の教育職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教育職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第34条の2第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている教育職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第35条中「前条第3項」を「第34条の3第3項」に改める。

第35条の4第2号中「条例第18条に規定する扶養親族で条例第19条第1項の規定による届出がされている者に限る」を「教育職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該教育職員の扶養を受けているもの及び条例第18条第2項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第35条の7中「（定年前再任用短時間勤務教育職員を除く。）」を削り、「国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から引き続き」を「新たに」に、「並びに」を「及び」に改める。

第35条の8に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第35条の9中「ならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第35条の11中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

第36条の2第3項中「、第36条の10第1号並びに第36条の11の5第2号」を「並びに第36条の10第1号」に改める。

第36条の3中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第36条の11の10第1項第2号の教育職員たる要件を欠くに至った場合

第36条の4中「提示」の次に「又は第36条の11の10第1項第2号の教育職員たる要件を具備していることを証明する書

類の提出」を加える。

第36条の6中「特別急行列車等」を「条例第20条第3項に規定する特別急行列車等（以下単に「特別急行列車等」という。）」に、「同じ」を「同じ。」に改める。

第36条の8第1項中「（次項）の次に「及び第36条の10第2号」を加え、同項第1号中「第20条第7項」を「第20条第8項」に改める。

第36条の10第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第36条の11の3を次のように改める。

**第36条の11の3** 条例第20条第3項の人事委員会規則で定める教育職員は、通勤の実情に変更を生ずる教育職員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である教育職員（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限り、次号に掲げる者を除く。）

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が50キロメートル以上又は通勤時間が90分以上である教育職員（高速自動車国道等の有料の道路の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）

(3) 前各号に掲げる者のほか、交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるもの

第36条の11の4中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「における次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第20条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第36条の11の5を次のように改める。

**第36条の11の5** 削除

第36条の11の6第1項及び第2項中「特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第36条の11の13第4項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、「同項第1号」の次に「及び第2号」を加え、「「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」を「同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」に改める。

第36条の11の7を次のように改める。

**第36条の11の7** 削除

第36条の11の8中「第20条第4項第1号」を「第20条第4項」に、「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「における次に掲げる」に改

め、同条に次の各号を加える。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの  
ア 条例第20条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居  
イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第36条の11の9を次のように改める。

**第36条の11の9** 条例第20条第4項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員は、次に掲げる教育職員で、第36条の11の3各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける教育職員となった者（国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から人事交流等により給料表の適用を受ける教育職員となった者（次号において「人事交流等教育職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする学校に在勤することとなった者
- (2) 人事交流等教育職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする学校に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる教育職員

第36条の11の10中「第20条第4項第1号」を「第20条第4項」に改め、「次に掲げる教育職員」の次に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第1号中「（以下この条において「通勤困難者」という。）で、当該住居」を「で、当該転居後の住居（次項に規定する特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第36条の11の5に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「こと（以下この条）を「こと（次号）」に改め、同条中第2号を次のように改める。

- (2) 次に掲げるやむを得ない事情により住居を移転した教育職員で、当該移転後の住居からの通勤のため、特急等利用を常例とするもの（当該住居の移転により、第36条の11の3各号のいずれかに該当するものに限り、前号に掲げる者を除く。）

ア 教育職員が疾病等により介護を必要とする状態にある教育職員又は配偶者の父母（教育職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に住所を有する者に限る。）を介護すること。

イ 配偶者が、勤務する学校を異にする異動又は在勤する学校の移転（配偶者が教育職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、所在する地域を異にする学校に勤務すること（同居する教育職員と配偶者が当該異動又は当該移転後も引き続き同居する場合に限る。）。

ウ 教育職員、配偶者又は教育職員若しくは配偶者の扶養親族たる子（配偶者又は教育職員若しくは配偶者の扶養親族たる子にあつては、教育職員が住居を移転した後において同居する者に限る。）が特定の医療機関（教育職員が住居を移転した後の住所と同一の市町村内に所在する医療機関に限る。）において疾病又は負傷の治療を受ける必要があること。

エ 教育職員又は配偶者の学校を異にする異動又は在勤する学校の移転（配偶者が教育職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、教育職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居し、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育すること。

オ 住居を移転したことがやむを得ないと人事委員会が認める前4号に類する事情

第36条の11の10中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 「特定住居」とは、前項第1号に規定する転居（第2号において「単身赴任の解消」という。）の日以後に転居する

場合における当該単身赴任の解消の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

- (1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
  - (2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
    - ア 当該単身赴任の解消の直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居
    - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
  - (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの
- 第36条の11の11及び第36条の11の12を次のように改める。

#### 第36条の11の11及び第36条の11の12 削除

第36条の11の13第1項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「この条及び第36条の13において」を削り、同条第2項中「離職し」を「離職（教育職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 条例第20条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第36条の10第3号に掲げる教育職員に係るものを除く。）、条例第20条第2項第2号に定める額（第36条の10第2号に掲げる教育職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第36条の12の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第20条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第36条の12の2第1項中「第20条第6項」を「第20条第7項」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第20条第6項」を「条例第20条第7項」に改め、同項第1号中「1箇月当たりの運賃等相当額等（第36条の10第1号に掲げる教育職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第20条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円」を「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円」に改め、「係る普通交通機関等」の次に「又は特別急行列車等」を、「同号」の次に「の規定による」を加え、「運賃等相当額等が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「すべての普通交通機関等」を「全ての普通交通機関等及び特別急行列車等」に改め、「定期券の運賃等」の次に「及び特別料金等」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び特別急行列車等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）

第36条の12の2第3項を削り、同条第4項中「第20条第6項」を「第20条第7項」に、「前2項」を「前項」に改め、「あるときは、」の次に「人事委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第3項とする。

第36条の12の3第1項中「第20条第7項」を「第20条第8項」に改め、同項第1号中「、特別急行列車等」及び「当該特別急行列車等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加える。

第36条の13に次の1項を加える。

- 2 現に特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の支給を受けている教育職員について、月の初日から末日までの期間における特別急行列車等の利用の実情が任命権者の定める基準に満たないときは、その月の特別急行列車

等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当又は特別料金等のうち往路若しくは帰路における額に相当する額は支給することができない。

第36条の15の2中「及び第3項」を削る。

第36条の15の5を次のように改める。

#### 第36条の15の5 削除

第36条の15の6第1項を次のように改める。

条例第20条の2第3項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第36条の15の2に規定するやむを得ない事情とする。

第36条の15の6第2項第6号中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は特定一般地方独立行政法人等の職員であった者から引き続き給料表の適用を受ける教育職員となり、これに伴い」を「新たに給料表の適用を受ける教育職員となったことに伴い」と、「第36条の15の2」とあるのを「前項」に改め、「（人事交流等により給料表の適用を受ける教育職員となった者に限る。）」を削り、同項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とする。

第36条の15の8に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第36条の15の9中「ならない」の次に「。前条第3項に規定する場合においても、同様とする」を加える。

第36条の15の10第1項中「欠くに至った日」の次に「（人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

第36条の17第2項中「合算した額」の次に「（定年前再任用短時間勤務教育職員にあっては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第3項及び第4項中「掲げる教育職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務教育職員を除く。）」を加える。

第36条の18第2項中「受けていた給料及び扶養手当の月額合計額」の次に「（定年前再任用短時間勤務教育職員にあっては、現に受ける給料の月額）」を加え、同条第3項及び第4項中「掲げる教育職員」の次に「（定年前再任用短時間勤務教育職員を除く。）」を加える。

第36条の19を次のように改める。

**第36条の19** 条例第21条の3第2項の規定により特勤手当に準ずる手当を支給される教育職員は、次に掲げる教育職員とする。

- (1) 新たに特勤学校又は準特勤学校に該当することとなった学校に在勤する教育職員のうち、その特勤学校又は準特勤学校に該当することとなった日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教育職員で、指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないもの
- (2) 新たに特勤学校又は準特勤学校に該当することとなった学校に在勤する教育職員のうち、指定日前に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）をされ、当該学校に在勤することとなったことに伴って住居を移転した教育職員で、指定日において、当該採用の日から起算して3年を経過していないもの
- (3) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた学校に引き続き在勤することとなった教育職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、新たに特勤学校又は準特勤学校に該当することとなった学校に在勤する教育職員で、指定日前3年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する教育職員との権衡上必要がある教育職員として人事委員会が認めるもの

2 条例第21条の3第2項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に規定する教育職員 当該教育職員の指定日に在勤する学校が同号に規定する異動の日前に特地学校又は準特地学校に該当していたものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (2) 前項第2号に規定する教育職員 当該教育職員の指定日に在勤する学校が、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用をされた日前に特地学校又は準特地学校に該当していたものとし、かつ、当該教育職員がその日に当該学校に異動したものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (3) 前項第3号に規定する教育職員 当該教育職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務教育職員として引き続き勤務していたものとした場合に、前2条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額
- (4) 前項第4号に規定する教育職員 人事委員会が別に定める期間及び額

第38条の2第1項第3号中「採用された教育職員」の次に「(以下「特定任期付教育職員」という。)」を加え、「又は」の次に「同条第3項(育児休業条例第18条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第3号において同じ。)の規定による」を加え、同号ア中「(育児休業条例第18条(育児休業条例第22条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条第2項中「第22条の2第3項第1号」を「第22条の2第3項」に改め、「勤務は、」の次に「同条第1項の」を加える。

第38条の2の2第1項第2号ウ中「2,000円」を「1,500円」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 特定任期付教育職員 次に掲げる当該教育職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円
- イ 5号給 5,000円
- ウ 2号給から4号給まで 4,000円
- エ 1号給 3,000円

第38条の2の2第2項を次のように改める。

- 2 次に掲げる場合には、条例第22条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、教育職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第22条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第22条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

第41条第6項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、「100分の200」を「100分の300」に、同項第2号中「100分の105」を「100分の157.5」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 特定任期付教育職員 100分の240

別表第6を次のように改める。

**別表第6 (第6条関係)**

経 験 年 数 換 算 表

経 歴 の 種 類	教育職員の職務との関係	換 算 率	備 考
国家公務員、地方公務員、旧公共企業体職員、政府関係機関職員、外国政府職員又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	教育職員としての職務にその経験が直接役立つと認められるもの	10割	常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。
	その他のもの	10割以下	

学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	教育職員としての職務にその経験が直接役立つと認められるもの	10割以下	
	その他のもの	5割以下	

別表第9の3を次のように改める。

**別表第9の3**（第16条の2関係）

高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	1	1	1
27	7	1	1	1
28	8	1	1	1

29	9	1	1	1
30	10	1	1	1
31	11	1	1	1
32	12	1	1	1
33	13	1	1	1
34	14	1	1	1
35	15	1	1	1
36	16	1	1	1
37	17	1	1	1
38	18	2	1	1
39	19	3	1	1
40	20	4	1	1
41	21	5	1	1
42	22	6	1	2
43	23	7	1	3
44	24	8	1	4
45	25	9	1	5
46	25	10	1	6
47	26	11	1	7
48	26	12	1	8
49	27	13	1	9
50	27	14	1	9
51	28	15	1	10
52	28	16	1	10
53	29	17	1	11
54	29	18	1	11
55	30	19	1	12
56	30	20	1	12
57	31	21	1	13
58	31	22	1	13
59	32	23	1	14
60	32	24	1	14
61	33	25	1	15
62	33	26	1	
63	34	27	1	
64	34	28	1	
65	35	29	1	
66	35	30	1	
67	36	31	1	
68	36	32	1	

69	37	33	1	
70	37	34	2	
71	38	35	3	
72	38	36	4	
73	39	37	5	
74	39	38	6	
75	40	39	7	
76	40	40	8	
77	41	41	9	
78	41	42	10	
79	42	43	11	
80	42	44	12	
81	43	45	13	
82	43	46	14	
83	44	47	15	
84	44	48	16	
85	45	49	17	
86	45	50	18	
87	46	51	19	
88	46	52	20	
89	47	53	21	
90	47	54	22	
91	48	55	23	
92	48	56	24	
93	49	57	25	
94	49	58	26	
95	50	59	27	
96	50	60	28	
97	51	61	29	
98	51	62	30	
99	52	63	31	
100	52	64	32	
101	53	65	33	
102	53	66	33	
103	54	67	34	
104	54	68	34	
105	55	69	35	
106	55	69	35	
107	56	70	36	
108	56	70	36	

109	57	71	37	
110	57	71	37	
111	57	72	38	
112	57	72	38	
113	58	73	39	
114	58	73	39	
115	58	74	40	
116	58	74	40	
117	59	75	41	
118	59	75	41	
119	59	76	41	
120	59	76	42	
121	60	77	42	
122	60	77	42	
123	60	77	42	
124	60	77	42	
125	61	77	42	
126	61	78	42	
127	61	78	42	
128	61	78	42	
129	61	78	42	
130	61	78	42	
131	62	79	43	
132	62	79	43	
133	62	79	43	
134	62	79	43	
135	62	79	43	
136	62	80	43	
137	63	80	43	
138	63	80	43	
139	63	80	43	
140	63	80	43	
141	63	81	43	
142	63	81	43	
143	64	82	44	
144	64	82	44	
145	64	83	44	
146	64			
147	64			
148	64			

149	65			
150	65			
151	66			
152	66			
153	67			

備考 特2級である教育職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた号給にその者が特2級に昇格した日以降に昇給した号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

別表第17を次のように改める。

別表第17（第43条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
	1	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	2	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	3	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	4	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	6	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	7	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	8	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	10	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	11	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	12	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	14	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	15	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	16	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	18	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	19	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	20	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	22	2,400	3,200	5,100	6,400	
	23	2,400	3,200	5,100	6,400	
	24	2,400	3,200	5,100	6,400	
	25	2,600	3,300	5,300	6,600	

26	2,600	3,300	5,300	6,600	
27	2,600	3,300	5,300	6,600	
28	2,600	3,300	5,300	6,600	
29	2,700	3,500	5,400	6,800	
30	2,700	3,500	5,400	6,800	
31	2,700	3,500	5,400	6,800	
32	2,700	3,500	5,400	6,800	
33	2,800	3,700	5,600	6,900	
34	2,800	3,700	5,600	6,900	
35	2,800	3,700	5,600	6,900	
36	2,800	3,700	5,600	6,900	
37	2,900	3,800	5,700	7,000	
38	2,900	3,800	5,700	7,000	
39	2,900	3,800	5,700	7,000	
40	2,900	3,800	5,700	7,000	
41	3,100	4,100	5,800	7,100	
42	3,100	4,100	5,800	7,100	
43	3,100	4,100	5,800	7,100	
44	3,100	4,100	5,800	7,100	
45	3,200	4,300	6,000	7,200	
46	3,200	4,300	6,000	7,200	
47	3,200	4,300	6,000	7,200	
48	3,200	4,300	6,000	7,200	
49	3,300	4,500	6,100	7,300	
50	3,300	4,500	6,100	7,300	
51	3,300	4,500	6,100	7,300	
52	3,300	4,500	6,100	7,300	
53	3,400	4,800	6,300	7,400	
54	3,400	4,800	6,300	7,400	
55	3,400	4,800	6,300	7,400	
56	3,400	4,800	6,300	7,400	
57	3,500	4,900	6,400	7,500	
58	3,500	4,900	6,400	7,500	
59	3,500	4,900	6,400	7,500	
60	3,500	4,900	6,400	7,500	
61	3,600	5,100	6,500	7,500	
62	3,600	5,100	6,500		
63	3,600	5,100	6,500		
64	3,600	5,100	6,500		
65	3,700	5,300	6,700		

定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員 以外の 教育職 員	66	3,700	5,300	6,700		
	67	3,700	5,300	6,700		
	68	3,700	5,300	6,700		
	69	3,800	5,400	6,800		
	70	3,800	5,400	6,800		
	71	3,800	5,400	6,800		
	72	3,800	5,400	6,800		
	73	3,900	5,500	6,900		
	74	3,900	5,500	6,900		
	75	3,900	5,500	6,900		
	76	3,900	5,500	6,900		
	77	4,000	5,600	6,900		
	78	4,000	5,600	6,900		
	79	4,000	5,600	6,900		
	80	4,000	5,600	6,900		
	81	4,100	5,800	7,000		
	82	4,100	5,800	7,000		
	83	4,100	5,800	7,000		
	84	4,100	5,800	7,000		
	85	4,100	5,900	7,200		
	86	4,100	5,900	7,200		
	87	4,100	5,900	7,200		
	88	4,100	5,900	7,200		
	89	4,200	6,100	7,200		
	90	4,200	6,100	7,200		
	91	4,200	6,100	7,200		
	92	4,200	6,100	7,200		
	93	4,300	6,200	7,200		
94	4,300	6,200	7,200			
95	4,300	6,200	7,200			
96	4,300	6,200	7,200			
97	4,400	6,300	7,300			
98	4,400	6,300	7,300			
99	4,400	6,300	7,300			
100	4,400	6,300	7,300			
101	4,400	6,400	7,300			
102	4,400	6,400	7,300			
103	4,400	6,400	7,300			
104	4,400	6,400	7,300			
105	4,500	6,500	7,300			

106	4,500	6,500		
107	4,500	6,500		
108	4,500	6,500		
109	4,500	6,600		
110	4,500	6,600		
111	4,500	6,600		
112	4,500	6,600		
113	4,600	6,700		
114	4,600	6,700		
115	4,600	6,700		
116	4,600	6,700		
117	4,700	6,800		
118	4,700	6,800		
119	4,700	6,800		
120	4,700	6,800		
121	4,700	6,900		
122	4,700	6,900		
123	4,700	6,900		
124	4,700	6,900		
125	4,800	6,900		
126	4,800	6,900		
127	4,800	6,900		
128	4,800	6,900		
129	4,900	6,900		
130	4,900	6,900		
131	4,900	6,900		
132	4,900	6,900		
133	4,900	7,000		
134	4,900	7,000		
135	4,900	7,000		
136	4,900	7,000		
137	4,900	7,100		
138	4,900	7,100		
139	4,900	7,100		
140	4,900	7,100		
141	5,000	7,100		
142	5,000	7,100		
143	5,000	7,100		
144	5,000	7,100		
145	5,100	7,100		

	146	5,100				
	147	5,100				
	148	5,100				
	149	5,100				
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
定年前 再任用 短時間 勤務教 育職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(切替日における昇格又は降格した教育職員の号給の特例)
- 令和7年4月1日(以下この項から第4項までにおいて「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この項において「昇格等」という。)した教育職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第16条の2又は第16条の3の規定を適用する。  
(選考の結果に基づいて新たに教育職員となった者の号給の調整)
- 切替日前に選考(切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに教育職員となった部内の他の教育職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに教育職員となった者でこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則第8条の規定により職務の級を決定されたものその他人事委員会の定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに教育職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(扶養手当に関する令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)
- 切替日から令和8年3月31日までの間は、改正後の規則第34条中「条例」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和7年島根県条例第24号)附則第4項の規定により読み替えられた条例(以下「読替え後の条例」という。)」と、改正後の規則第34条の2第1項中「新たに条例」とあるのは「新たに読替え後の条例」と、改正後の規則第34条の4第1項及び第35条中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。  
(通勤手当に関する経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に改正後の規則第36条の11の3第2号又は第36条の11の10第2号エに規定する要件を具備した者に関する改正後の規則第36条の3及び第36条の12の規定の適用については、改正後の規則第36条の3中「速やかに」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(令和7年島根県人事委員会規則第9号。第36条の12において「改正規則」という。)の施行の日以後速やかに」と、改正後の規則第36条の12第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日」とあり、及び同条第2項中「その事実の生じた日」とあるのは「改正規則の施行の日」とする。
- 改正後の規則第36条の11の8の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

(暫定再任用教育職員への特地勤務手当等に関する経過措置)

7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。第9項において「令和4年改正条例」という。）附則第38項に規定する暫定再任用教育職員（以下「暫定再任用教育職員」という。）は、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務教育職員（第11項及び第12項において「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）とみなして、改正後の規則第36条の17第2項から第4項まで及び第36条の18第2項から第4項までの規定を適用する。

8 暫定再任用教育職員に対する改正後の規則第36条の19の規定の適用については、同条第1項第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」とあるのは「令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項まで」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年改正条例附則第6項、第7項又は第11項から第16項までの規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、改正後の規則第36条の19第1項第3号及び同条第2項第2号中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年島根県条例第30号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第38項に規定する暫定再任用教育職員をいう。））」とする。

(定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

9 改正後の規則第36条の19第1項第2号の規定は、施行日以後に法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は令和4年改正条例附則第6項、第7項若しくは第11項から第16項までの規定（次項において「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項等の規定」という。）による採用をされた定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員について適用する。

10 改正後の規則第36条の19第1項第3号の規定は、施行日以後に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号に規定する異動をした日が施行日以後である定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員について適用する。

(雑則)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

---

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

#### 島根県人事委員会規則第10号

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給に関する規則（令和元年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「（55,000円を超えるときは、55,000円）」を削り、同条第4項中「前項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項第1号中「定める額」の次に「（限度額を超えるときは、限度額）」を加え、同項第3号中「55,000円」を「限度額」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第2項第2号の適用を受ける職員が欠勤等により1日の勤務時間の全てについて勤務しなかった日があった場合は、同項第1号に定める額と同項第2号に定める額から次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を減額した額とを合計した額（限度額を超えるときは、限度額）を支給する。

(1) 交通機関等（給与条例第10条第1項第1号に規定する交通機関等をいう。）を利用する場合 第2項第2号に定める額（交通機関等に係る運賃等（給与条例第10条第1項第1号に規定する運賃等をいう。）に係るものに限る。）を

1 箇月の通勤所要回数で除して得た額に、当該通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額  
(2) 自動車等（給与条例第10条第1項第2号に規定する自動車等をいう。）を利用する場合 給与規則第12条の9第1項の規定に準じて算出した額を21で除して得た額に、1 箇月の通勤所要回数のうち欠勤等により通勤しなかった回数を乗じて得た額

第3条中第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 新たに任用された職員のうち、前項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該任用の直前の住居からの通勤のため、給与条例第10条第3項に規定する特別急行列車等（以下この項において「特別急行列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（給与条例第10条第3項に規定する額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とする者であって、常勤職員との権衡を考慮して任命権者が定めるものの通勤手当に相当する報酬の額は、前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に相当する報酬 月の初日から末日までの期間の利用実績等により任命権者が決定する額

(2) 前号に掲げる通勤手当に相当する報酬以外の通勤手当に相当する報酬 前項の規定による額

3 前2項の規定により算出した額（前項各号のいずれにも該当する場合は、同項各号の額を合計した額）は、1 箇月の通勤所要回数を考慮して150,000円以内で任命権者が定める額（以下この条において「限度額」という。）を上限とし、これを超える場合は、限度額を通勤手当に相当する報酬の額とする。

第18条第5項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

#### 島根県人事委員会規則第11号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和4年島根県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則第9項の前の見出しを削り、同項及び附則第10項を削る。

附則第11項の前の見出しを削り、同項及び附則第12項を削る。

附則第8項の次に次のように加える。

9から12まで 削除

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。